

改正 平成21年3月4日東医大発第87号 平成23年4月27日東医大発第232号

（目的）

第1条 この規程は、東京医科大学病院、東京医科大学茨城医療センター及び東京医科大学八王子医療センター（以下「病院」という。）に勤務する医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の育児短時間勤務制度について必要な事項を定め、もって医師の離職防止を図ることを目的とする。

（育児短時間勤務の対象者）

第2条 学校法人東京医科大学育児休業等規程第2条に規定する育児休業の対象者（1年以内に退職することが明らかな者を含む。）で小学校3年生までの子を養育する医師は、病院長の許可を得て、所定労働時間を短縮し又は勤務すべき日に勤務しないことができる。但し、医師法及び歯科医師法に定める臨床研修中の者は除く。

2 前項により労働時間及び労働日が短縮される場合であっても、次の各号に定める区分にしたがって、当該各号に定める基準を下回らない勤務をしなければならない。

（1） 3歳に満たない子を養育する医師 1週間あたりの労働時間が7時間以上（但し、1日の労働時間が3時間以上）

（2） 3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師 1週間あたりの労働時間が14時間以上（但し、1日の労働時間が3時間以上）

（3） 小学校1～3年生の子を養育する医師 1週間あたりの労働時間が21時間以上（但し、1日の労働時間が3時間以上）

（育児短時間勤務の手続き等）

第3条 本制度を希望する者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間について、その開始しようとする日及び終了しようとする日並びに教育・診療に従事する曜日及び時間を明らかにして、原則として開始予定日の2週間前までに請求しなければならないものとし、その他の請求の手続き等については、学校法人東京医科大学育児休業等規程第3条から第5条まで（ただし、第3条第2項、第4条第2項及び第5条第6項第5号を除く）の規定を準用する。

（給与等の取扱い）

第4条 教育職員の給与等の取扱いについては、次のとおりとする。

（1） 本制度の適用を受けて勤務しない日又は時間については、学校法人東京医科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第62条により減額する。又、期末手当については、給与規程第73条により減額する。

（2） 通勤手当は次により算出する。

ア 給与規程第40条第1号に該当する者に対して給与規程第41条第1項により支給する通勤手当の額の算出する場合は、給与規程第43条第3項中「1月の定期券代に相当する額」を「1月の定期券代に相当する額と乗車券代のいずれか低い額」と読み替えて算出した額

イ 給与規程第40条第2号に該当する者に支給する通勤手当を算出する場合は、給与規程別表17の1及び2の支給額を5で除した額に短縮された後の1週あたりの労働日数（但し、5日を限度とする。）を乗じた額

（3） 本制度の適用期間についての退職金の算出の基礎となる勤続期間の計算は、暦月ごとに次により算出した期間を算入するものとする。

$$\frac{\text{本制度による短縮された後の月間所定労働時間}}{\text{通常の月間所定労働時間}} \times 100 \geq 50 \text{ の場合 } \frac{10}{10}$$

$$\text{〃} \times 100 < 50 \text{ の場合 } \frac{1}{3}$$

- (4) 定期昇給の期間算定については通常勤務した者と同様に取り扱うこととする。
- 2 臨床研究医（後期臨床研修中の者を含む。）の手当等の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 本制度の適用を受けて勤務しない日又は時間については、給与規程第62条を準用して手当を減額する。
- (2) 本制度の適用期間についての退職金の算出の基礎となる勤続期間の計算は、暦月ごとに次により算出した期間を算入するものとする。

$$\frac{\text{本制度による短縮された後の月間所定労働時間}}{\text{通常の月間所定労働時間}} \times 100 \geq 50 \quad \text{の場合} \quad \frac{1}{2}$$

$$\text{〃} \quad \times 100 < 50 \quad \text{の場合} \quad \frac{1}{3}$$

（兼業の取扱い）

第5条 本制度の適用中は、有給無給を問わず、本学以外の職又は業務としての教育・診療の許可をしない。但し、後期臨床研修医又は臨床研究医が本制度により短縮された所定労働時間外に、1週1日又は半日2回を限度として病院長の許可を得た場合はこの限りでない。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月4日東医大発第87号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第1条の改正）

附 則（平成23年4月27日東医大発第232号）

この規程は、平成23年4月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。（第5条の改正）